

埼玉応援団設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県の魅力为全国発信するため、メディア等による情報発信力の高い方を構成員とする「埼玉応援団」(以下「応援団」という。)を設置する。

(愛称等)

第2条 応援団の愛称を「コバトン倶楽部」とし、応援団の構成員を「メンバー」という。

(メンバーの資格)

第3条 メンバーは、次の各号に掲げる者の中から知事が任命する。

- (1) メディア等を通じた発信力が高く、自ら埼玉の魅力を発信していただける方
- (2) 埼玉県出身、在住など埼玉県にゆかりがある方

(メンバーの活動)

第4条 メンバーは、埼玉県の魅力や応援団のメンバーであること等について、メディア等を通じて県内外に発信する。また県の広報に協力する。

(県からの提供物)

第5条 県はメンバーの活動に役立つよう、次の各号を提供する。

- (1) 会員証
- (2) 埼玉県に関する情報
- (3) その他埼玉県の広報活動で使用できるノベルティなど

(任期)

第6条 新たにメンバーへ任命する場合については、任命日から2年を超えない範囲で知事が指定した期日までとする。

- 2 任期中であっても次の各号のいずれかの場合、知事はその任を協議のうえ解くことができる。
 - (1) メンバーからの申出がある場合
 - (2) 知事がメンバーについて第3条の資格を有しないと認める場合
 - (3) メンバーが県のイメージを損ねる行為をした場合
 - (4) メンバーとしての活動を継続できない特段の事情があると知事が認める場合

(庶務)

第7条 応援団の庶務は埼玉県県民生活部県民広聴課が担当する。

附 則

この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。